令和5年度第1回小金井市消防団運営審議会次第

- 1 開催日時 令和5年8月29日(火) 18時30分から
- 2 開催場所 小金井市市民会館萌え木ホール (商工会館3階)
- 3 議 題
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 令和4年度常備消防費・非常備消防費決算について (報告)
 - (3) 令和5年度消防費予算について(報告)
 - (4) 消防団出動手当の請求に関する対応等について(報告)
 - (5) 消防団員の改選方法について(諮問)
 - (6) その他

4 配布資料

- 資料 1 小金井市消防団運営審議会委員名簿
- 資料2 令和4年度常備消防費・非常備消防費決算について
- 資料3 令和4年度月別消防団員出動状況
- 資料4 令和5年度消防費予算について
- 資料 5 消防団出動手当の請求に関する調査について
- 資料 6 小金井市消防団員改選事務日程表
- 資料 7 小金井市消防団運営審議会条例
- 資料 8 小金井市消防団条例
- 資料 9 小金井市消防団規則
- 資料10 小金井市消防団員推薦委員会設置要綱

小金井市消防団運営審議会委員名簿

任期 令和5年6月 1日から 令和7年5月31日まで

令和5年8月29日現在

No.	職名	氏 名	選任根拠条例	備考
1	委員	尾島勉	条例第3条第2項第1号 学 識 経 験 者	
2	委員	野口和史	条例第3条第2項第1号 学 識 経 験 者	
3	委員	田中康夫	条例第3条第2項第1号 学 識 経 験 者	
4	委員	當麻圭治郎	条例第3条第2項第1号 学 識 経 験 者	
5	委員	高 杉 好 成	条例第3条第2項第1号 学 識 経 験 者	
6	委員	河 野 麻 美	条例第3条第2項第2号 市 議 会 議 員	
7	委員	鈴 木 成 夫	条例第3条第2項第2号 市 議 会 議 員	
8	委員	渡 辺 大 三	条例第3条第2項第2号 市 議 会 議 員	
9	委員	田村裕一	条例第3条第2項第3号 消 防 団 長	
10	委員	神 山 伸 一	条例第3条第2項第4号 副 市 長	
11	委員	飯泉和久	条例第3条第2項第5号 関係行政機関	小金井消防署長

令和4年度常備消防費・非常備消防費決算について

(単位:円)

		科目	予 算 現 額		(七/元・11)
\vdash		//1	<u> </u>		支出済額
款	項	目	区分	金額	人山仍识
9	<u> </u>	L	E 7/	1, 591, 861, 000	1, 568, 101, 854
	_	·		1, 591, 861, 000	1, 568, 101, 854
		1 常備消防費		1, 444, 538, 000	1, 444, 538, 000
		T 114 MB 114 D4 24	13委託料	1, 444, 538, 000	1, 444, 538, 000
			• 消防事務都委託金	, , ,	, , ,
		2非常備消防費		92, 017, 000	74, 992, 597
			1 報酬	12, 206, 000	11, 685, 000
			• 団員報酬		(11, 604, 000)
			4 共済費	279, 000	231, 550
			• 消防団員福祉共済制度掛金		(202, 500)
			• 東京都市町村民交通災害共済		(29, 050)
			7報償費	635, 000	402, 530
			8旅費	27, 285, 000	17, 291, 308
			・出動手当		(17, 290, 000)
			9 交際費	200, 000	90, 000
			10需用費	10, 726, 000	10, 311, 591
			• 防火帽		(1,908,170)
			• 消防団員用備蓄食料		(368, 452)
			• 消火栓標示区画線修繕		(266, 200)
			11役務費	3, 545, 000	2, 954, 818
			・消防団員傷害保険、支援隊ボランティア保険		(2, 371, 530)
			12委託料	1, 637, 000	1, 421, 310
			・消防団員健康診断委託料(35人分)		(525, 910)
			• 消防団出初式会場設営等委託料		(429,000)
			• 消防団出初式車両交通等誘導委託料		(334, 400)
			・消防団員緊急連絡システム運用委託料		(132, 000)
			13使用料及び賃借料	1, 358, 000	1, 341, 615
			・パーソナルコンピュータ借上料		(113, 652)
			17備品購入費	260, 000	259, 600
			・消火ホース(10本)		(259, 600)
			18負担金補助及び交付金	33, 886, 000	29, 003, 275
			• 非常勤消防団員等公務災害補償		(2, 646, 268)
		3 災害対策費		55, 306, 000	48, 571, 257

令和4年度月別消防団員出動狀況

単位:回)		警戒	6	10	10	11	10	16	11	23	21	6	11	23	164			(Y : 1/2		擎 戒	42	48	47	48	47	86	53	109	160	44	52	102	838				17,290,000]
)東)	111111111111111111111111111111111111111	訓練	19	44	47	42	32	34	49	99	20	54	51	73	593	963		(単位	- - 11111	訓練	318	222	233	173	132	143	216	225	277	310	301	366	2,916			5.3	17,29	
		火災	20	08	11	18	15	9	21	15	15	12	19	24	206					※半	83	170	98	09	51	16	62	74	47	43	92	62	962					
		警戒	3	4	4	4	3	5	3	5	5	2	4	C	47				-	警戒	15	19	20	20	15	27	13	25	35	10	20	24	243				2,952,600]
	第五分団	訓練	11	9	6	2	9	5	6	∞	7	8	S	16	98	183	15.3		五分子		54	29	31	16	20	20	30	34	33	46	28	28	399	777	64.8	5.0	2,95	
	#K	火災	3	2	2	3	4	I	9	2	3	2	Ŋ	5	41				無	火災	11	28	8	4	13	3	14	8	6	9	17	14	135					
	IT.	警戒	0	0	0	0	0	2	0	4	2	0	0	4	12				₹	警戒	0	0	0	0	0	13	0	16	20	0	0		9				3,461,800	
7 L	第四分图	訓練	12	6	10	10	8	7	10	10	13	12	13	16	130	178	14.8		第四分序	訓練	09	48	51	45	39	31	53	42	71	64	88	94	289	911	75.9	5.8	3,4(,
医万元指附凹具田勒尔加	\$HK	火災	9	9	I	3	2	0	3	3	4	2	2	5	36				QIT.	※※	27	34	8	15	8	0	8	16	12	2	12	17	159					k
E N	T.	警戒	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	1	2				-	整 形	0	0	0	0	0	5	0	4	24	0	0	5	38				3,446,600	
<u>기</u>	次三	訓練	I	6	1	8		2		Ţ			13	17	126	167	13.9		第二分下			20	19	31	34	34	51	49	53	89	94	107	289	206	75.6	5.8	3,4	1447 P. 7
1 7.07 F	無	火災	2	4	2	4	4	0	5	2	4	1	3	2	38				ALL Y	/淡/	9	32	6			0	25	16	17	2	16	20	182					3
<u> </u>	T-	警戒	3	3	3	4	4	2	3	2	2	3	3	2	20				1		13			15		26	15	34	35		14		2				70,600	į Į
# # # 1	欠	訓練	11	6		2	4			∞			2	15	94	178	14.8		第一分	訓練	69	46	36	34	10		33		09	54	40		208	∞	73.9	4.9	3,370	
<u></u>	ζiπ/	火災	3					3		3		3			3				Z) T	火災	11	31	2	2	2		5	1	1	10	14	18	13					1
	T.	警戒									5				4				4		14	14	1		15					19			229				3,161,600	I I
	第一分	副練	8					∞	1		∞				96	179	14.9		第一分	訓練	ì	39	45	40	22		38		46	61	40	19	471	832	69.3	5.8	3,1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	(14)	火災			3					3		3		1	37				7.14	/淡/		33		6		4		12			12		132					
		警戒	0	0	0	0				П	2		0	1	4					擊形	_	0	0	0	0	0		2	10	0	0	4	1				896,800	
	本部	一訓練			2							∞			2	78	6.5		本部	訓練	-				7	12		22		27		12	164	l I	19.7	3.9	∞	
出動回数		火災	2	4	1	2		0	2	2		1	2	4	22			1 数		※ ※	5	12	2	4	2	0	4	7	3	1	4	6	53					1
1出動				当9	肖9	7月	8月	6月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	111	<u>—</u> 1¤	月平均	る田崎		/	4月	5月	肖9	日2	8月		10月	11月	12月	1月	8日	3月	- <u>1</u>	<u></u>	月平均	*	支給金額 (円)	

令和5年度消防費予算について

- 1 令和5年度当初予算
 - (1) 全体予算 486億4,500万円 (466億8,800万円)
 - (2) 消防費 15億8,965万1千円(16億3,254万4千円)
 - (3) 割 合 3.3% (3.5%)
 - ※ () 内は、令和4年度当初予算関係
- 2 令和5年度消防費予算の内訳
 - (1) 消防事務委託に要する経費 14億4,453万8千円
 - (2) 消防施設維持管理に要する経費 3,141万7千円
 - (3) 消防団活動に要する経費 5,874万4千円
 - (4) 災害対策に要する経費 5,068万8千円
 - (5) 防災訓練に要する経費 36万6千円
 - (6) 国民保護対策に要する経費 389万8千円
- 3 消防費予算の主な新規事業等
 - (1) 第1分団詰所3階及び第4分団詰所2階ドア修繕
 - (2) 消火栓標示区画線修繕
 - (3) 保安帽購入
 - (4) ジェットシューター購入
 - (5) 消防団員備蓄食料更新
 - (6) 消防団MCA無線機の更新 (MCA+IP無線化)
 - (7) 備蓄倉庫管理委託
 - (8) その他 共済費・出初式関係費・健康診断委託料・消火ホース・ポンプ 車車検など

消防団出動手当の請求に関する調査について

1 主な経過

年月日	概要
	市議会議員を介し要望書(匿名。第一分団における手当の支出
令和5年1月18日(水)	の問題などについて)の提出。地域安全課受領。事務局による要望
分和3年1月18日(水)	書の内容確認。第一分団内出動記録簿(以下「分団ノート」とい
	う。)の入手
令和5年1月19日(木)~	地域安全課による出動記録(出動手当請求のための出動報告
1月29日(日)	書)及び分団ノートとの照合作業による差異の確認
	臨時分団長会議を開催。差異の確認結果を報告するとともに、
令和5年1月30日(月)	以後、第一分団において内部調査を実施することを確認。あわせ
节和3年1月30日(月)	て、出動記録の記載処理が他分団と異なる方法であったため、第
	一分団の独自の運用により本案件が生じていることを確認
令和5年3月13日(月)~	分団以外の組織(本団・事務局)による第一分団団員への事情
15日(水)	聴取
令和5年3月22日(水)	令和5年第1回市議会定例会(総務企画委員会)にて、消防団出動
7和3年3月22日(水)	手当の請求に関する調査について行政報告
令和5年3月28日(火)	令和5年第1回市議会定例会にて「小金井市消防団第一分団に
7和3年3月20日(八)	おける出動手当不正請求について全容解明を求める決議」可決
令和5年3月30日(木)~	分団以外の組織(本団・事務局)による第一分団団員への事情
4月13日(木)	聴取
令和5年4月28日(金)	小金井市消防団員手当の支給に関する調査等実施要綱制定
令和5年5月24日(水)	第1回小金井市消防団手当の支給に関する調査委員会にて、調
节和5平5万24日(水)	査方針等について協議
令和5年6月1日(木)	現状で判明している出動手当の不正請求による不当利得分に
77 740 14 0 7 1 7 (个)	ついて、該当する団員に返納通知を発送
令和5年7月26日(水)	第2回小金井市消防団手当の支給に関する調査委員会にて、調
77 743 4 7 7 20 日 (水)	査経過の報告及び今後の方針について協議

- 2 小金井市消防団手当の支給に関する調査委員会について
 - (1) 目的

消防団員に対する手当の支給に関し調査を行うことにより、その適正を期するとともに、もって消防団の規律を正し、健全な発展に資することを目的とする。

(2) 構成

消防団長 (委員長)、副団長 2 人、総務課長、法務担当課長及び地域安全課長

(3) 調査内容

令和元年度から令和4年度までの出動記録について、出動の事実確認について 調査する。

- 3 現状で判明している出動手当の不正請求について
 - (1) 不正が認められた出動 令和3年6月26日及び令和4年1月22日の分団総会
 - (2) 不正の内容

実際に分団総会を行った日付とは異なる日付の出動記録を提出し、出動手当を 請求することにより、出動したとされる団員に対して市に出動手当を誤支給させ ていたもの。

(3) 対象者

10名 (既退団者2名含む)

(4) 返納対象額

計57,388円(うち利息388円)

小金井市消防団員改選事務日程表(案)

	区		分	令和	5年度	令和3年度(実績)		
			第1回	8月29	9日(火)	8月26日(木)		
1	消	防団運営審議会	第2回					
			第3回					
2	答	申(市長からの諮問:8月	29日)	9月	中旬	9月15日(水)		
	消隊	坊団推薦委員委嘱手続き						
	(1)	消防団員推薦委員候補者選	出の依頼	9月	中旬	9月17日(金)		
3	(2)	消防団員推薦委員名簿の扱	是出期限	10月	中旬	10月11日(月)		
	(3)	消防団員推薦委員委嘱状	の送付	10月	一下旬	10月20日(水)		
	改造	選説明会の開催について						
	(1)	第一分団 (上之原金	会館)	11月	目()	11月11日(木)		
4	(2)	第二分団 (梶 野 会	館)	11月	目()	11月15日(月)		
4	(3)	第三分団 (友愛会	館)	11月	目()	11月17日(水)		
	(4)	第四分団 (丸山台集	会所)	11月	目()	11月2日(火)		
	(5)	第五分団 (貫井北町集	会所)	11月	目()	11月8日(月)		
5	現代	丘団員への留任依頼書送付		1月	中旬	1月25日(火)		
6	6 消防団員候補者名簿提出期限			3月	中旬	3月中旬		
7	消隊	方団員辞令交付式		4月1	日(月)	4月1日(金)		
8	8 退団式				下旬	4月25日(月)		

昭和37年10月22日条例第26号

改正

平成13年3月2日条例第11号 平成18年12月21日条例第39号

(設置)

第1条 本市は、消防団の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市消防団運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、消防団の運営に関する事項について、調査及び審議する。
- 2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。 (組織)
- 第3条 審議会は、委員11人をもつて組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者 5人
 - (2) 小金井市議会議員 3人
 - (3) 小金井市消防団長 1人
 - (4) 小金井市副市長 1人
 - (5) 関係行政機関の職員 1人
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、退職するものとする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 市長は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 付 則 (平成13年3月2日条例第11号)
- この条例は、平成13年4月5日から施行する。
 - **付 則** (平成18年12月21日条例第39号)
- この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成14年6月28日条例第22号

改正

平成22年3月27日条例第8号 平成23年3月25日条例第4号 平成28年3月30日条例第18号 令和元年9月26日条例第32号 令和5年3月28日条例第14号

小金井市消防団条例(昭和26年条例第23号)の全部を改正する。 (趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項、第19条第2項及び第23条 第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員(以下「団員」という。) の定員、任用、報酬、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについて必要な事項を定めるものと する。

(消防団の設置、名称及び区域)

- 第1条の2 小金井市に消防団を設置する。
- 2 前項の消防団の名称は、小金井市消防団(以下「消防団」という。)とし、その管轄区域は、市内の全域とする。

(定員)

第2条 団員の定員は、83人以内とする。

(任命)

- 第3条 小金井市消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。
- 2 団長以外の団員は、18歳以上の者であって、次のいずれかに該当するもののうちから、市長の承認を得て団長が任命する。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に勤務する者
 - (3) 市内に在学する者

(推薦委員会)

- 第3条の2 市長は、前条第2項に規定する団員(小金井市消防団規則(昭和26年規則第1号)第4条で定める副団長及び本部分団長を除く。)を確保するために、団長の求めに応じて、小金井市消防団員推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)を設置することができる。
- 2 推薦委員会は、市議会議員及び学識経験者の中から市長が委嘱する委員をもって組織する。 (欠格条項)
- 第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (分限)
- **第5条** 任命権者は、団員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるときは、休職又は免職することができる。

(退職)

第6条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ、文書により任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

- 第7条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。
 - (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 停職は、1か月以内の期間を定めて行う。

(身分)

第8条 団員は、非常勤とする。

(服務規律)

- **第9条** 団員は、団長の招集によって出動し職務に従事しなければならない。ただし、招集を受けない場合であっても水火災その他の災害(以下「災害等」という。)の発生を知ったときは、あらかじめ団長が指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事するものとする。
- **第10条** 団員は、5日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては 団長に届け出なければならない。
- 第11条 団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
 - (2) 職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件を破損してはならない。
 - (3) 消防団又は団員の名義をもって寄附を募集し、又は営利行為をなし、もしくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
 - (4) 消防団又は団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟もしくは紛議に関与してはならない。
 - (5) 市民に対して常に災害等の予防及び警戒心の喚起に努め、災害等に際しては、全力を挙げて、これに当たる心構えを持たなければならない。
 - (6) 機械器具その他の消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(報酬)

- 第12条 団員には、月額報酬を支給し、その額は、別表第1に定めるところによる。
- 2 団員が災害、訓練等の職務に従事したときは、出動報酬を支給し、その種類、支給対象者及び 支給額は、別表第2に定めるところによる。
- 3 第1項の報酬は、団員が任命されたときはその日の属する月分から、その職を解かれたときは その日の属する月分まで、それぞれ日割計算により支給する。

(費用弁償)

第13条 市長は、団員が職務のため市の区域外に出張するときは、特別職の職員の旅費に関する条例(昭和36年条例第7号)の規定に基づき旅費を支給する。

(支給方法)

第14条 団員に支給する報酬は、当月分を翌月20日までに支給する。

(公務災害補償等)

- 第15条 団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族もしくは被扶養者(以下「団員等」という。)に対し東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号。以下「公務災害補償条例」という。)に基づき損害を補償する。
- 2 団員が、消防業務に従事するに当たり、一身の危険を顧みることなくその任務を遂行し、その ために死亡し、又は負傷し、もしくは障害の状態となった場合にあっては公務災害補償条例第8 条の2第1項第2号に規定する規則に定める程度の傷病等級に該当する障害が残存すると認定さ

れ、特に功労が認められるときは、団員等に対し東京都市町村消防団員賞じゆつ金条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第21号)に基づき賞じゅつ金を支給することができる。

(退職報償金)

第16条 団員が退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に 東京都市町村消防団員退職報償金条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第20号)に基づき 退職報償金を支給する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。 (平成14年4月から同年6月までの報酬及び同年4月から同年5月までの手当の支給方法)
- 2 団員(団長及び副団長を除く。)の平成14年4月から同年6月までの報酬及び団員の同年4月から同年5月までの手当の支給方法は、改正後の小金井市消防団条例第14条の規定にかかわらず、この条例の公布の日の翌月の10日までに支給する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。 第1条中「及び教育長」を「、教育長及び消防団員」に改める。 別表第3中

消防団運営審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
消防団	団長	月額	37,000円
	副団長	月額	28,000円
交通安全推進協議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
	消防団	委員 消防団 団長 副団長 会長	委員 日額 消防団 団長 月額 副団長 月額 交通安全推進協議会 会長 日額

を

消防団運営審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
交通安全推進協議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

に改める。

(特別職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員の旅費に関する条例(昭和36年条例第7号)の一部を次のように改正する。 第2条に次の1号を加える。
 - (4) 小金井市消防団員

(小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

5 小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「小金井市消防団条例(昭和26年条例第23号)」を「小金井市消防団条例(平成14年条例第22号)」に改める。

付 則(平成22年3月27日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月25日条例第4号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月30日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年9月26日条例第32号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

付 則 (令和5年3月28日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条の規定は、令和5年4月以後の月分として支給する報酬について適用し、同月前の月分として支給する報酬については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第13条第2項の規定により、令和5年3月以前の月分として支給する手当については、 なお従前の例による。

別表第1 (第12条関係)

階級	報酬月額
団長	39,000円
副団長	30,000円
分団長	18,000円
副分団長	15,000円
部長	14,000円
班長	13,000円
団員	12,000円

別表第2 (第12条関係)

<u> </u>	KIN VIV	
種類	支給対象者	支給額
災害出動報酬	水火災又は地震等の現場に出動し、その業	1日につき 8,000円
	務に従事した団員	ただし、出動が4時間以内の場合
		は、3,800円とする。
訓練出動報酬	教養訓練その他の訓練及び団長が認めた行	1日につき 3,800円
	事等に参加した団員	
特別警戒出動報	火災予防又は災害等の警備警戒に出動し、	1日につき 3,800円
西州	その業務に従事した団員	

昭和26年10月18日規則第1号

改正

昭和30年7月1日規則第2号昭和32年11月29日規則第5号昭和33年9月12日規則第4号昭和40年10月2日規則第8号昭和42年1月7日規則第11号昭和62年3月31日規則第11号平成元年4月1日規則第21号平成2年8月9日規則第21号平成6年3月31日規則第47号平成14年6月28日規則第28号平成14年9月30日規則第36号平成22年3月31日規則第12号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、小金井市消防団(以下「消防団」という。)の組織等について、必要な事項を定めるものとする。 (組織)
- 第2条 消防団は、本部及び5個分団をもつて構成する。
- 2 本部及び分団の名称、位置は、別表のとおりとする。
- 3 分団の担当区域は、別図のとおりとする。(階級)
- 第3条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。 (役員等)
- **第4条** 消防団に次の表の左欄に掲げる役員を置き、その階級は、同表の右欄のとおりとする。

役員	階級
消防団長	団長
副団長	副団長
本部分団長	分団長
分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長
班長	班長

2 消防団長(以下「団長」という。)以外の役員は、消防団員(以下「団員」という。)の中から団長がこれを任命する。

(職務)

- 第5条 団長は、消防団の事務を統括し、所属の団員を指揮監督する。
- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、団長の定める順序に 従い、その職務を代理する。
- 3 本部分団長は、副団長を補佐し、副団長に事故があるときは、団長の定める順序に従い、その職務 を代理する。
- 4 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
- 5 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部長及び班長は、それぞれ上司の命を受けて所属団員を指揮監督する。

(任期)

- 第6条 団長、副団長及び本部分団長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項に定める団員以外の団員の任期は、2年とする。ただし、改選に当たつては、半数以上が留任しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任者が任命されるまでの間は、前任者はその職務を遂行しなければ ならない。
- 4 補欠により任命された団長、副団長、本部分団長及び団員の任期は、前任者の残任期間とする。 (宣誓)
- 第7条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

氏

名印

(水火災その他の災害出動)

- **第8条** 消防車が水火災その他の災害(以下「災害等」という。)の現場に赴くときは、交通法規の定める走行に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンの吹鳴及び赤色灯の点灯を行うものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。
- **第9条** 災害等の出動又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
 - (2) 病院、学校等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
 - (3) 団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
 - (4) 消防車は、一列縦隊で、安全を保つて走行しなければならない。
 - (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追い越してはならない。
 - (6) その他緊急自動車としての交通法規を守らなければならない。
- 第10条 災害等の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び 財産の救護に当たり、損害を最少限度にとどめて災害等の防御及び鎮圧に努めなければならない。
- **第11条** 消防団が災害等の現場に出動した場合は、次の各号に掲げる事項を守り、その職務遂行に留意しなければならない。
 - (1) 団員は、団長の指揮の下に行動しなければならない。
 - (2) 消防作業は、迅速かつ的確に行わなければならない。
 - (3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害を最少限度に 止めなければならない。
 - (4) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

(文書簿冊)

- 第12条 本部には、次の各号に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。
 - (1) 団員の名簿
 - (2) 沿革誌
 - (3) 出動記録簿
 - (4) 設備資材台帳
 - (5) 区域内全図
 - (6) 地理水利用覧
 - (7) 給与品貸与台帳
 - (8) 消防法規例規綴
 - (9) 雑書綴

(教養及び訓練)

第13条 団長は、団員の品位の向上及び技能の練磨に努め、これらの訓練を定期的に行わなければならない。

(表彰)

第14条 市長は、消防団又は団員がその任務の遂行に当たつて功労が特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

(礼式及び服制)

第15条 消防団の礼式及び服制については、総務省消防庁の定める準則による。

付 則

- 1 この規則は、公布の日より施行する。
- 2 この規則施行の際現に小金井市消防団設置条例により設置された消防団は、この規則により設置されたものとみなす。

付 則 (昭和30年7月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和30年4月16日から適用する。

付 則 (昭和32年11月29日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年11月1日から適用する。

付 則 (昭和33年9月12日規則第4号)

この規則は、昭和33年10月1日から施行する。

付 則 (昭和40年10月2日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年1月7日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和62年3月31日規則第11号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成元年4月1日規則第24号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成2年8月9日規則第21号)

この規則は、平成2年9月1日から施行する。

付 則 (平成6年3月31日規則第16号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年12月21日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年6月28日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市消防団規則の規定は、平成14年 4月1日から適用する。

付 則 (平成14年9月30日規則第36号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

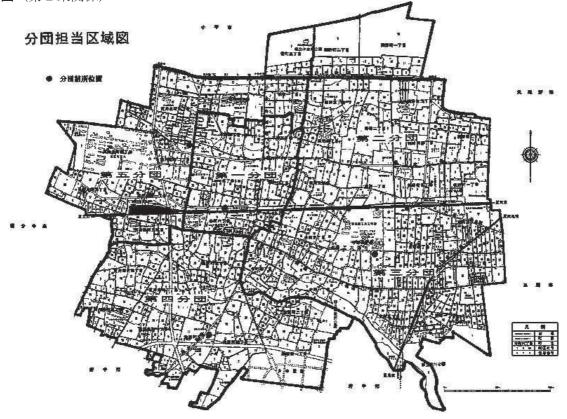
付 則(平成22年3月31日規則第12号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

名	称	所在地	担当区域
小金井市消防 団	本部	小金井市本町六丁目6番3号 小金井市役所内	小金井市全域
	第一分団	小金井市本町五丁目2番28号	本町一丁目8、9、10、15、16、17、18、19、20番、本町二丁目全域、本町三丁目全域、本町四丁目全域、本町五丁目全域、本町五丁目全域
	第二分団	小金井市梶野町五丁目7番20号	関野町全域 梶野町全域 緑町全域
	第三分団	小金井市中町二丁目19番25号	東町全域、中町全域 本町一丁目1、2、3、4、5、 6、7、11、12、13、14番
	第四分団	小金井市前原町五丁目9番18号	前原町全域、貫井南町一丁目全域 貫井南町二丁目全域 貫井南町三丁目1、2番 貫井南町四丁目全域 貫井南町五丁目全域
	第五分団	小金井市貫井北町三丁目1番2号	桜町全域 貫井北町全域 貫井南町三丁目(1、2番を除 く。)

別図(第2条関係)



○小金井市消防団員推薦委員会設置要綱

平成22年4月1日制定

(設置)

第1条 小金井市消防団条例(平成14年条例第22号。以下「条例」という。)第3条第2項の規定に基づき小金井市消防団員(以下「団員」という。)を任命するため、条例第3条の2に規定する小金井市消防団員推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推薦委員会は、団員にふさわしい人材を確保するため、その人材を発掘し、及び面接し、市長 に推薦する。

(組織)

第3条 推薦委員会は、小金井市消防団の各分団の市内における担当区域ごとに組織する。

(委員

第4条 推薦委員会の委員(以下「推薦委員」という。)は、市議会議員及び学識経験者の中から市長が 委嘱する。

(任期)

第5条 推薦委員の任期は、委嘱の日から委嘱を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までとする。 ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 推薦委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、推薦委員の互選により選出する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、推薦委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 推薦委員会の会議は、原則として、委員長が招集する。
- 2 会議は、原則として非公開とする。

(謝礼)

第8条 市は、推薦委員会に推薦を依頼する際、推薦委員会に対し、予算の範囲内で謝礼を支払う。 (庶務)

第9条 推薦委員会の庶務は、総務部地域安全課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、小金井市消防団運営審議会の意見を聴き、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に推薦委員に委嘱されている者は、この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。